平成２５年（フ）第７２号
福岡県行橋市泉中央１丁目２番21号
債務者　重見　隆矢
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
北海道網走市潮見６丁目９番４－３号
債務者　菅野　啓子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根一の台１番地112
債務者　佐々木タダ子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第２２８号
群馬県高崎市飯塚町1033番地１　セジュールいいづかＢ105号
債務者　大関　道子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３６９号
埼玉県熊谷市本石２丁目216番地１　ウインベルソロ熊谷第３―405号室
債務者　黒澤　孝夫
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４３１号
愛知県岡崎市薮田１丁目15番地１　桜井貸家Ｂ
債務者　森本八重子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
京都府亀岡市大井町並河２丁目19番８号
債務者　ＡＫＩＲＡこと　山田　　全
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
北海道砂川市西５条北15丁目29番地26
債務者　岡井　章代
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
北海道滝川市新町１丁目５番７号
債務者　伊藤奉緒美（旧姓井戸）
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
北海道伊達市舟岡町200番地113　湘南グリーンＡ号室
債務者　山口　　昇
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
新潟県新発田市大栄町５丁目７番20号　モンパレス第４－２－201、前住所新潟県新発田市下中389番地６
債務者　椿　　香織（旧姓藤間）
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第８３号
岐阜県大垣市和合新町２丁目５番地２　ハイブリッジ和合Ａ102号
債務者　白木　昌行
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
岐阜県不破郡垂井町表佐3138番地の11
債務者　北島　瑞之
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
岐阜県中津川市付知町8542番地５
債務者　片田　準一
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１５６号
長崎県大村市水計町953番地　久田松コーポＢ棟202号、前住所長崎県大村市富の原２丁目148番地３　ベイサージュ富の原Ｂ203
債務者　渡部　直美
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
茨城県つくば市観音台１丁目38番地７　サンライフ中根202号、前住所埼玉県所沢市東所沢５丁目３番地４　セレスヒルズ205
債務者　丹下坂いずみ
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２６１号
茨城県つくば市谷田部4137番地　関コーポ101
債務者　今村　達史
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係